

令和2年3月31日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第11の2 介護補償関係 1～3 (略) 4 規則16—0第28条の3の 「人事院が定める額」は、次に 掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額とする。	第11の2 介護補償関係 1～3 (略) 4 規則16—0第28条の3の 「人事院が定める額」は、次に 掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額とする。

(1) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表常時介護を要する状態の項に該当する場合（(2)において「常時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(2)に掲げる場合を除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が166,950円を超えるときは、166,950円）

(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が72,990円以下であるときに限る。）72,990円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、

(1) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表常時介護を要する状態の項に該当する場合（(2)において「常時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(2)に掲げる場合を除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が165,150円を超えるときは、165,150円）

(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が70,790円以下であるときに限る。）70,790円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、

介護に要する費用として支出された額)

- (3) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表随時介護を要する状態の項に該当する場合(4)において「随時介護を要する場合」という。)において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(4)に掲げる場合を除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が83,480円を超えるときは、83,480円)

- (4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)あつては、当該介護に要する費用として支出された額が36,500円以下であるときに限る。) 36,500円(新たに介護補償を支給すべき

介護に要する費用として支出された額)

- (3) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表随時介護を要する状態の項に該当する場合(4)において「随時介護を要する場合」という。)において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(4)に掲げる場合を除く。)その月における介護に要する費用として支出された額(その額が82,580円を超えるときは、82,580円)

- (4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)あつては、当該介護に要する費用として支出された額が35,400円以下であるときに限る。) 35,400円(新たに介護補償を支給すべき

事由が生じた月にあつては、
介護に要する費用として支出
された額)

5～9 (略)

第18 福祉事業関係

1 (略)

2 補装具の支給、修理又は再支給の取扱いについては、次による。

(1)～(3) (略)

(4) 規則16—3第8条第1項第11号の「前各号に掲げる補装具以外の補装具」には、電動車椅子、歩行車、かつら、じょくそう予防用敷布団、介助用リフター、フローテーションパッド(車椅子用)、ギャッチベッド等が含まれる。

(5)～(7) (略)

3 (略)

4 アフターケアの取扱いについては、次による。

(1) 規則16—3第12条の「人事院が定める者」は、次に掲げる者とする。

ア・イ (略)

事由が生じた月にあつては、
介護に要する費用として支出
された額)

5～9 (略)

第18 福祉事業関係

1 (略)

2 補装具の支給、修理又は再支給の取扱いについては、次による。

(1)～(3) (略)

(4) 規則16—3第8条第1項第11号の「前各号に掲げる補装具以外の補装具」には、電動車いす、歩行車、かつら、じょくそう予防用敷布団、介助用リフター、フローテーションパッド(車いす用)、ギャッチベッド等が含まれる。

(5)～(7) (略)

3 (略)

4 アフターケアの取扱いについては、次による。

(1) 規則16—3第12条の「人事院が定める者」は、次に掲げる者とする。

ア・イ (略)

ウ 脊髄を損傷した者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの（障害の程度が第4級以下の障害等級に該当する者にあつては、医師の医学的意見により、実施機関が特にアフターケアを実施する必要があると認めた者に限る。）

エ～カ （略）

キ 慢性の化膿性骨髄炎となつた者で、原則として、障害等級に該当する程度の障害が存するもの

ク・ケ （略）

コ 大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者（障害等級に該当する程度の障害が存する者以外の者にあつては、医師の医学的意見により、実施機関が特にアフターケアを実施する必要があると認めた者に限る。）

サ～ス （略）

セ 外傷により末梢神経を損

ウ せき髄を損傷した者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの（障害の程度が第4級以下の障害等級に該当する者にあつては、医師の医学的意見により、実施機関が特にアフターケアを実施する必要があると認めた者に限る。）

エ～カ （略）

キ 慢性の化膿性骨髄炎となつた者で、原則として、障害等級に該当する程度の障害が存するもの

ク・ケ （略）

コ 大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者（障害等級に該当する程度の障害が存する者以外の者にあつては、医師の医学的意見により、実施機関が特にアフターケアを実施する必要があると認めた者に限る。）

サ～ス （略）

セ 外傷により末梢神経を損

傷して激しいとう痛を有する者で第12級以上の障害等級に該当する障害が存するもの

ソ～ツ (略)

(2) (略)

5～10 (略)

11 遺族特別援護金の取扱いについては、次による。

(1) (略)

(2) 規則16—3第19条の5の「人事院が定める額」は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額（遺族特別援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合にあつては、当該額をその人数で除して得た額）とする。

ア 遺族補償年金を受ける権利を有することとなった者
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 通勤による死亡の場合

傷して激しいとう痛を有する者で第12級以上の障害等級に該当する障害が存するもの

ソ～ツ (略)

(2) (略)

5～10 (略)

11 遺族特別援護金の取扱いについては、次による。

(1) (略)

(2) 規則16—3第19条の5の「人事院が定める額」は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額（遺族特別援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合にあつては、当該額をその人数で除して得た額）とする。

ア 遺族補償年金を受ける権利を有することとなった者
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 通勤による死亡の場合

1, 115万円

イ 遺族補償一時金を受ける権利を有することとなった者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 補償法第17条の5第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 通勤による死亡の場合 1, 115万円

(イ) 補償法第17条の5第1項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時において、職員の三親等内の親族で18歳未満若しくは55歳以上の年齢であったもの又は職員の三親等内の親族で第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にあったもの 次に掲げる場合の

1, 055万円

イ 遺族補償一時金を受ける権利を有することとなった者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 補償法第17条の5第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 通勤による死亡の場合 1, 055万円

(イ) 補償法第17条の5第1項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時において、職員の三親等内の親族で18歳未満若しくは55歳以上の年齢であったもの又は職員の三親等内の親族で第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にあったもの 次に掲げる場合の

区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 通勤による死亡の場合
合 780万円

(ウ) 補償法第17条の5第1項第3号に該当する者のうち、(イ)に掲げる者以外の者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 通勤による死亡の場合
合 445万円

12～15 (略)

16 長期家族介護者援護金の取扱いについては、次による。

(1) 規則16—3第19条の14第1項本文の「人事院の定めるもの」は、脊髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の機能の著しい障害とする。

(2) 規則16—3第19条の14第1項本文の「10年」の計算については、死亡した同

区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 通勤による死亡の場合
合 740万円

(ウ) 補償法第17条の5第1項第3号に該当する者のうち、(イ)に掲げる者以外の者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a (略)

b 通勤による死亡の場合
合 420万円

12～15 (略)

16 長期家族介護者援護金の取扱いについては、次による。

(新設)

(1) 規則16—3第19条の14第1項本文の「10年」の計算については、死亡した要

項に規定する傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者（以下「要介護年金受給権者」という。）が、傷病等級若しくは障害等級の変更又は再発により第1級若しくは第2級の傷病等級又は第1級若しくは第2級の障害等級に該当する障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金（以下この(2)において「第1級又は第2級の年金」という。）を受ける権利を有しなくなった後に、再度、第1級又は第2級の年金を受けていた者である場合等には、最初に受けていた第1級又は第2級の年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算するものとする。

(3) (略)

(4) 長期家族介護者援護金を受けられることができる遺族は、要介護年金受給権者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、要介護年金受給権者の死亡の

介護年金受給権者が、傷病等級若しくは障害等級の変更又は再発により第1級の傷病等級又は第1級の障害等級に該当する障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金（以下「第1級の年金」という。）を受ける権利を有しなくなった後に、再度、第1級の年金を受けていた者である場合等には、最初に受けていた第1級の年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算するものとする。

(2) (略)

(新設)

当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。(5)において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者であって、生活に困窮していると認められるものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者にあつては、要介護年金受給権者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

ア 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。(6)及び(7)において同じ。)、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、60歳以上であるか、又は規則16—0第29条に定める障害の状態（イにおいて「一定の障害の状態」という。

)にあること。

イ 子又は孫については、一
定の障害の状態にあること。

(5) 長期家族介護者援護金の支
給を受けるべき遺族の順位は
、配偶者、子、父母、孫、祖
父母及び兄弟姉妹の順序とし
、父母については、養父母を
先にし、実父母を後にする。 (新設)

(6) (4)の規定にかかわらず、(4)
のアに掲げる要件に該当しな
い要介護年金受給権者の夫、
父母、祖父母及び兄弟姉妹の
うち、要介護年金受給権者の
死亡の当時その収入によって
生計を維持し、かつ、55歳
以上60歳未満であった者で
あって、生活に困窮している
と認められるものは、当分の
間、長期家族介護者援護金を
受けることができる遺族とす
る。 (新設)

(7) (6)に規定する遺族の長期家
族介護者援護金の支給を受け
るべき順位は、(4)に規定する
遺族の次の順位とし、(6)に規 (新設)

定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(8) (4)及び(6)の「生活に困窮している」と認められるとは、長期家族介護者援護金の支給を受けようとする者が、規則16—4第24条の2第1項の規定による長期家族介護者援護金支給申請書の提出を行う日の属する年の前年における所得について所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納付しないこととなる場合であつて、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいう。

ア その提出時において、その収入により長期家族介護者援護金の支給を受けようとする者の生計を主として維持している者（イにおい

(3) 規則16—3第19条の14第2項本文及び第4項の「生活に困窮している」と認められるとは、長期家族介護者援護金の支給を受けようとする者が、規則16—4第24条の2第1項の規定による長期家族介護者援護金支給申請書の提出を行う日の属する年の前年における所得について所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納付しないこととなる場合であつて、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいう。

ア その提出時において、その収入により長期家族介護者援護金の支給を受けようとする者の生計を主として維持している者（以下「扶

て「扶養者」という。)がない場合

イ (略)

- (9) 要介護年金受給権者を故意に死亡させた者又は要介護年金受給権者の死亡前に、要介護年金受給権者の死亡によって長期家族介護者援護金を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族としない。

第19 その他の事項

1～10 (略)

- 11 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から平成23年2月14日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（改正前の規則16—0別表第5第12級の項

養者」という。)がない場合

イ (略)

(新設)

第19 その他の事項

1～10 (略)

- 11 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から平成23年2月14日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（改正前の規則16—0別表第5第12級の項

第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。)に係る第18の4の(1)のア、ウ、サ、ス及びセの規定の適用については、10にかかわらず、人事院規則16—0—56による改正後の規則16—0 (12から14までにおいて「改正後の規則16—0」という。)別表第5に規定する障害等級によるものとする。

12 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から平成23年2月14日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害(改正前の規則16—0別表第5第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。13及び14において同じ。)に係る第18の10の(1)及び(2)の

第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。)に係る第18の4の(1)のア、ウ、サ、ス及びセの規定の適用については、10にかかわらず、人事院規則16—0—56による改正後の規則16—0 (12及び13において「改正後の規則16—0」という。)別表第5に規定する障害等級によるものとする。

12 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から平成23年2月14日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害(改正前の規則16—0別表第5第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。13において同じ。)に係る第18の10の(1)及び(2)の規定の適

規定の適用については、改正後の規則16—0別表第5に規定する障害等級によるものとする。

13 (略)

14 要介護年金受給権者が平成22年6月10日から平成23年2月14日までの間に死亡した場合であって、当該要介護年金受給権者の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害の状態に係る第18の16の(4)のアの規定の適用については、改正後の規則16—0別表第5の規定を適用した場合の改正後の規則16—0第29条に定める障害の状態によるものとする。

用については、改正後の規則16—0別表第5に規定する障害等級によるものとする。

13 (略)

(新設)

以 上